

令和8年度流山市夏休みこども教室事業運営業務委託（市野谷小）

公募型プロポーザル実施要領

（趣旨）

第1条 令和8年度流山市夏休みこども教室事業運営業務委託（市野谷小）公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、流山市（以下、「市」という。）が実施する夏休みこども教室事業運営業務について、市の業務を受託し得る能力を有する民間事業者の中から、最も優れた知識・能力、運用力等を有する者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により契約の優先交渉者を選定するもの。

（業務委託の範囲）

第2条 市の意向に沿った夏休みこども教室事業運営業務委託（市野谷小）として、流山市立市野谷小学校において、学習活動や体験活動のコーディネーター業務及び運営を行うこととする。

（委託契約期間）

第3条 業務委託の受託者との契約期間は、契約日の翌日から令和8年9月30日までとする。

（委託金額の上限）

第4条 委託期間における委託金額の上限は、総額2,655,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

（委託料の支払い）

第5条 契約金額の支払いは、業務終了後一括払いとする。

（優先交渉権者決定基準）

第6条 市は、最も優れた提案を行ったプロポーザル参加者（以下「参加者」という。）を決定するための方法及び評価基準を示し、参加者の行う提案の具体的な指針として、別紙のとおり優先交渉権者決定基準を定める。

（公募型プロポーザル審査会の設置）

第7条 市は、前条に規定する優先交渉権者決定基準に基づき優先交渉権者を決定するため、公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（周知）

第8条 プロポーザルを行うときは、次に掲げる事項を明示するものとする。

- （1）令和8年度流山市夏休みこども教室事業運営業務委託（市野谷小）公募型プロポーザル実施要領
- （2）令和8年度流山市夏休みこども教室事業運営業務委託（市野谷小）募集要項
- （3）令和8年度流山市夏休みこども教室事業運営業務委託（市野谷小）仕様書
- （4）優先交渉権者決定基準

(資格要件)

第9条 参加者に必要な資格は、令和8年度流山市夏休みこども教室事業運営業務委託（市野谷小）公募型プロポーザル募集要項のとおりとする。

(応募)

第10条 プロポーザルに参加しようとする事業者は、次に掲げる書類を作成し、郵送または持参により提出するものとする。

(1) 令和8年度流山市夏休みこども教室事業運営業務委託（市野谷小）公募型プロポーザル参加申込書（第1号様式）

(2) 受託実績調書（第2号様式）

(参加資格の確認)

第11条 市は、プロポーザルの応募者（以下「応募者」という。）の参加資格を確認する。

(プロポーザル参加資格の通知)

第12条 前条により適格とされた応募者（以下「参加者」という）に対し、電子メールで参加許可及びプレゼンテーションの日程を通知する。

(質問の受付)

第13条 市は、応募者及び応募しようとする事業者からの提案書作成等に係る質問事項については、令和8年度流山市夏休みこども教室事業運営業務委託（市野谷小）の応募に関する質問（第3号様式）により受け付け、市のホームページにより回答する。

(提案書等の作成と提出)

第14条 参加者は、次に掲げる書類（以下「提案書等」という。）を作成し郵送又は持参により提出するものとする。

(1) 令和8年度流山市夏休みこども教室事業運営業務委託（市野谷小）公募型プロポーザル提案書（第4号様式）

(2) 令和8年度流山市夏休みこども教室事業運営業務委託（市野谷小）見積書及び見積金額内訳書（第5号様式）

(プレゼンテーションの実施)

第15条 提案書等が提出された後、市が指定する日時により参加者はプレゼンテーションを実施する。

(プロポーザルの途中辞退)

第16条 参加者は、申し出によりプロポーザル実施日前日までプロポーザルの参加を辞退することができる。

2 プロポーザル辞退の申出は、公募型プロポーザル参加辞退届（第6号様式）を作成し、郵送又は持参により提出するものとする。

(審査及び基準)

第17条 審査会は、参加者が提案書等の内容等に関するプレゼンテーションを行った後、

参加者から提出された業務提案を優先交渉権者決定基準に基づき審査する。

- 2 提案書等の提出が1件のみであった場合でも、プレゼンテーションにより審査し、市が定める最低基準を満たしている場合においては、その者との契約に何ら支障がないものとする。
- 3 前項の最低基準とは、本要領第6条により定めた優先交渉権者決定基準の評価点数が67点以上とする。

(優先交渉権者の決定及び通知)

第18条 審査会は、各委員の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

- 2 審査の結果、最高得点を獲得した者が複数出た場合は、審査会の協議により優先交渉権者を決定する。
- 3 市長は、優先交渉権者に対し、速やかに公募型プロポーザル選定結果通知書（第7号様式）により通知する。

(非選定結果の通知)

第19条 市長は、優先交渉権者以外の参加者に対し、速やかに公募型プロポーザル非選定結果通知書（第8号様式）により通知する。

- 2 審査結果に関する異議、問い合わせ等は一切受け付けないものとする。

(業務委託契約)

第20条 市長は、優先交渉権者と契約締結の交渉を行い、契約内容を決定し、流山市財務規則（昭和61年流山市規則第12号）等に基づき、業務委託契約を締結する。

- 2 受託者は、円滑に受託業務を行うことができるように自らの責任において準備を行う。

(失格条件)

第21条 応募者、参加者、優先交渉権者又は受託者に、次に掲げる事由が生じた場合は、プロポーザルの応募、参加、優先交渉権者又は受託者の決定を取り消すこととする。

- (1) 提出方法、提出場所、提出期限等に合致しないもの。
- (2) 提案書等の作成等に係り、虚偽の内容等の不正行為が認められた場合。
- (3) 記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていないもの。
- (4) 仕様書の条件を満たしていないもの。
- (5) 見積り金額が第4条に定める委託金額の上限を超えた場合
- (6) 関係法令を遵守しなかった場合
- (7) その他、審査会が不適格と認めたもの。

(次順位者の繰上げ)

第22条 市長は、優先交渉権者に委託契約を履行することが出来ない何らかの事由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった応募業者のうち、評価が上位であった者から順に業務委託についての交渉及び契約を行うことができるものとする。

(受託者及び審査結果等の公表)

第23条 受託者名及び審査会における審査結果は、市ホームページにて公表する。

(事務局)

第24条 プロポーザルに係る事務局は、学校教育部指導課に置く。

(1) 事務局(書類提出先)

〒272-0192

流山市平和台1丁目の1番地の1

流山市役所

流山市教育委員会学校教育部指導課

(2) 電話 04-7150-6105

(3) Eメール shidou@city.nagareyama.chiba.jp

(その他)

第25条 本件に関し、事業者から提出された関係書類等は、本件以外の目的では使用しない。

2 本件調達に関し、本市から受領又は閲覧した資料等は、本市の了解なく公表又は使用できない。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年3月24日から施行する。